

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係諸機関との連携を図りながら、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

ア 学校の最重要目標の一つに「折り合いを付けるおおらかな心」を掲げ、相手の失敗をも受容する子どもの育成に努めるなど、全教育活動を通じた道徳教育や、好ましい人間関係の形成に資する体験活動を推進し、豊かな人間性をはぐくみ、適切な集団づくりに努める。

イ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

ウ 学級活動の充実を図り、一人一人の考えや個性が認められ、セルフエスチームの高まった尊重し合う学級づくりを推進する。

エ 「集団を育てることは最低限のマナーの積み重ね」を共通理解し、根気強く取り組み、規範意識の醸成を図る。

オ 児童自らがいじめをなくすために自主的な取り組みができるよう促し、いじめ防止強調週間や児童集会などを自主的に計画・運営することで、いじめ絶無の学校をめざす。

カ 学校側が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

キ いじめ問題では、いじめられる側よりいじめる側の方の人数が圧倒的に多いことから、家庭と協同でいじめ防止に当たる。

### (2) いじめ早期発見のための取り組み

#### ① 保護者や地域、関係諸機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、仙北市福祉事務所、仙北市教育委員会、仙北警察署、児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決を図る。

#### ② いじめ調査等

いじめを早期発見するため、児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 児童対象いじめ調査（6・12月さわやかアンケート、いじめアンケート）

イ 児童との面談

ウ 保護者との面談

エ PTA巡回ノート（桜っ子ノート）の実施

オ 始業前や休み時間等に、児童の様子を把握するための巡回を行う。

カ 保健室の養護教諭等による児童からの情報収集

### ③ いじめ相談体制

- ア P T A 参観日の学年懇談，保護者との個別面談，各種行事での活動などを通して情報収集や児童理解に努める。
- イ 通級指導教室などを活用し，相談体制を充実させる。

### ④ いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間指導計画に位置づけて実施し，いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

## 3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導部会（不登校・いじめ対策委員会）の設置

〈構成員〉

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，各学年部生徒指導担当，特別支援コーディネーター，養護教諭，通級主任からいじめ防止対策のためのいじめ対策生徒指導部会を設置し，必要に応じて委員会を開催する。また，事案によっては，市教育委員会指導主事，広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカー，市カウンセラーを要請する。

〈内 容〉

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談など）
- イ いじめの防止に関すること
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〈開 催〉

月1回を定例会とし，いじめ発生時は緊急開催とする。

### (2) 朝の会，職員会議での情報交換及び共通理解

週2回の職員朝会や月に一度の定例職員会議に於いて，全教職員で配慮を要する児童の現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### (3) 学校相互間の連携協力体制の整備

保育園・幼稚園，中学校との情報交換や交流学習を行う。

## 4 いじめに対する早期対応

- ア いじめに関する相談を受けた場合，速やかに管理職に報告し，事実の有無を確認する。
- イ いじめの事実が確認された場合は，生徒指導部会を開き，対応を協議する。
- ウ いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童の指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- オ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- カ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては，教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を，市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との連携を適切にとる。

- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 家庭や地域への協力依頼

- ア いじめの疑いや兆候のある場合（目撃を含む）は、学校に情報提供をする。
- イ よくない行為を目撃したら、地域の子供として毅然としかる。
- ウ 自分の子供に対して、しつけや指導を逸脱するような言動を慎む。
- エ 自分の子供に、ほかの子供の悪口を聞かせない。
- オ 第三者の前で、ほかの子供の悪口、人格を否定するような言動は絶対にしない。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

月	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導部会】</li> <li>○いじめ対策に関わる共通理解【職員会議】</li> <li>○児童に対する情報交換【職員会議】</li> <li>○生徒指導部だより発行【以後毎週】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】</li> <li>○秋田わか杉っこいじめゼロに向けた五ヶ条の暗唱【年間を通じて】</li> <li>○自問清掃活動【年間を通じて】</li> <li>○さくらの町の案内人【4年総合】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学級懇談会】</li> <li>○春の交通安全指導【PTA校外指導部・交通安全母の会】</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保小連絡協議会</li> <li>○生徒指導部会【年間を通じて毎月実施】</li> <li>○児童を語る会</li> <li>○さわやかアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通した人間関係づくり【修学旅行(6年)】【運動会】</li> <li>○児童総会</li> <li>○児童会による「お悩みボックス」の設置</li> <li>○小中合同のあいさつ運動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA巡回ノートの開始</li> <li>○家庭訪問</li> <li>○交通安全教室協力</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内いじめ調査</li> <li>○児童個人面談実施(全員)</li> <li>○学校評議員会①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通した人間関係づくり【運動会】</li> <li>○小中合同による清掃活動</li> <li>○中学校壮行会への参加(6年生)</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休み生活指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通した人間関係づくり【宿泊学習(5年)】</li> <li>○情報モラル研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA学校参観日</li> <li>○情報モラル研修</li> <li>○夏休み保護者面談</li> <li>○PTA危険箇所点検</li> </ul>
8月・9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育センター出前講座【いじめの対策について】</li> <li>○お祭り生活指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の行事に参加【角館のお祭り】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お祭り丁内子ども会協力</li> <li>○秋の交通安全指導</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○秋休み生活指導</li> <li>○幼保小連絡協議会</li> <li>○いじめアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通した人間関係づくり【マラソン大会・なべっこ】</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内いじめ調査</li> <li>○児童を語る会</li> <li>○さわやかアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通した人間関係づくり【学習発表会】</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評価の実施</li> <li>○冬休み生活指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評価の実施</li> <li>○保護者との面談【希望者】</li> <li>○年末の交通安全指導</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校との交流授業</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評議委員会②</li> <li>○小中連携協議会</li> <li>○幼保小連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○角中新入生体験入学</li> <li>○中学校との交流授業</li> <li>○地域の行事に参加【火振りかまくら】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換(学校評価について)【PTA学年・学年懇談】</li> <li>○入学説明会</li> <li>○スキー教室協力</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新入生に関して小中情報交換会の実施</li> <li>○春休み生活指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会】【卒業式】</li> </ul>	

# 角館小学校のいじめ事案への対応フロー図

(いじめ等の問題行動に対する対応・解決の手順)

